

吉野広域行政組合
建設工事等暴力団排除措置要綱

吉野広域行政組合

吉野広域行政組合建設工事等暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野広域行政組合発注工事等に対する暴力団又は暴力団員の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関連する調査業務、物品の購入、役務の提供及び製造の請負をいう。
- (2) 入札参加資格者 吉野広域行政組合契約規則(平成22年3月吉野広域行政組合規則1号)第3条及び第12条の規定に基づき、現に組合を組織する団体の競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(建設工事等の入札参加対象からの排除)

第3条 管理者は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、吉野広域行政組合建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に定めるところにより、必要な措置をとるものとする。

(建設工事等の契約からの排除)

第4条 管理者は、落札者又は随意契約の通知を受けた者が契約の締結までに別表に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者又は随意契約の通知を受けた者と契約を締結しないものとする。

- 2 管理者は、必要に応じ落札者又は随意契約の相手方に対し誓約書(様式第1号)の提出を求めるものとする。
- 3 管理者は、契約の相手方(契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が別表に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。

(不当介入等に対する措置)

第5条 管理者は、吉野広域行政組合発注工事の受注業者から暴力団又は暴力団員に

よる工事妨害又は不当な要求を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置をとるものとする。

(関係機関への協力要請)

第6条 管理者は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関に対し協力を要請するものとする。

(警察との連携)

第7条 管理者は、この要綱の目的を達するため、警察との密接な連携を図るものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団又は暴力団員の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 組合発注工事等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（6に該当する場合を除く。）において、管理者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 組合発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を管理者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(様式第1号)

誓 約 書

年 月 日

吉野広域行政組合 管理者 殿

住所・所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

当社（私）は、吉野広域行政組合建設工事等暴力団排除措置要綱に抵触しないこと及び下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、吉野広域行政組合から契約解除措置等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、下記事項の該当の有無を確認するため、求めがあるときは、役員等一覧表（別紙様式、受任者を含む。）を提出するとともに、吉野広域行政組合が奈良県吉野警察署又は奈良県桜井警察署に照会することを承諾いたします。

記

- 1 当社（私）は次に掲げる事項に該当いたしません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 当社（私）は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 3 当社（私）は、契約履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を管理者に報告するとともに、警察に届けます。

注「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

